

大阪本屋仲間の歴史(二)

—元禄二十四人衆(上)—

山本 秀樹

大阪が天下の台所化するの寛文期である^①。

前号で述べた大阪最古の出版物が確認される年代と重なる。

元来東日本へは江戸、西日本へは京都、だけで本の供給は充分に可能だったはずであるが、廻船の要所、海側の大阪に出版業が波及しせり出した形勢である。

大阪の全国的価値の高まりとともに当然大阪関連の出版物が必要とされるし、また、大阪の都市的価値の高まりがまた、大阪の文化に付加価値を付けていくことになっただろう。

大阪の出版は遅咲きの開花時期を迎える。

江戸の政治経済、京都の文化、大阪の経済、三都と呼ばれた三つの都市は、いずれも他の領域から見ても無視しがたい意義を有した都市である^②。

この三つの都市にしか、出版業が開花定着しなかったことは、江戸時代において、他の領域から見ても無視しがたい意義を有すること、他領域からの人の移動居住が、その都市で出版業が軌道に乗ることの自然な前提をなしたことを意味している。

さて、これらの江戸時代の三つの都市はそれぞれ別の町奉行に支配

された。

それぞれの都市の出版業は、それぞれの都市でそれぞれの町奉行に對して版權の確保をはかった——となめらかに言いたいところだが、歴史の別動状況はそうにすらすと述べることを許さない。

江戸では、早くに諸商人諸職人が座的団体を形成してしまったために幕府の都政方針に反してしまい、諸商人諸職人の仲間結合が禁じられてしまった(明暦三年・一六五七)ために、出版業者が団結して版權の確保に向かうことができなかつた(拙著『江戸時代三都出版法大概』本章「三都町触による江戸時代出版法概観」八「三都個別出版法——享保以前」(三)「明暦三年同業者仲間申合禁止令(江戸)」二六〇、二六一ページおよび二九二ページ注(23)参照)。

出版業においては、江戸を除く京都・大阪の二都で、それぞれの出版業者がそれぞれに団結してそれぞれに出版權の確保をはかった(同右本章八「三都個別出版法——享保以前」(五)「重板類板禁令(元禄十一年・一六九八以後上方令)」)。

本稿はそのうちの大阪についてのみ、そのつぶさを確認することを試みる。

一

前回、元禄十一年（一六九八）に、大阪においては大阪町奉行に訴えて重板類板禁止の判決を得て、大阪の全本屋は仲間を結成することになったことを述べた。

その際、それを大阪町奉行に求めたのが、大阪の本屋二十四名であったことが『大坂本屋仲間記録』によって知られることをも述べた。

その二十四名とは以下の者たちであると『大坂本屋仲間記録』は言う（『鑑定録』（六）享保八年八月七日本屋仲間行司設立許可願訴状³）。

- 1 池田屋三郎右衛門
呉服町
- 2 秋田屋市兵衛
安堂寺町五丁目
鋳屋町
- 3 敦賀屋九兵衛
浄覚町
- 4 吉文字屋市兵衛
順慶町
- 5 柏原屋清右衛門
博労町
- 6 河内屋宇兵衛
同断
- 7 誉田屋伊右衛門
伝馬町
- 8 秋田屋徳右衛門
浄覚町
- 9 本屋清三郎
日向町
- 10 大津屋与右衛門
北久太郎町五丁目
- 11 瀬戸物屋伝兵衛
本町五丁目
- 12 本屋庄太郎
淡路町切町
- 13 本屋嘉兵衛
高麗橋志丁目
- 14 藤屋弥兵衛
高麗橋志丁目

- 15 伊丹屋茂兵衛
南久宝寺町
- 16 小嶋勘右衛門
北久太郎町五丁目
- 17 正本屋九右衛門
高麗橋式丁目
- 18 藤屋長兵衛
高麗橋志丁目
- 19 伏見屋藤三郎
同志丁目
- 20 本屋伝七
心齋町
- 21 小浜屋七郎兵衛
- 22 雁金屋庄左衛門
- 23 油屋与兵衛
- 24 天王寺屋長左衛門

史料は元禄十一年からは二十五年後の享保八年（一七二三）に大阪町奉行所に本屋仲間行司の設置を願い出た際のもので、この後本稿で確認するところによっても彼らがそのまま元禄十一年時点の二十四名とは考えられない。しかし、同じ『鑑定録』の（七）、この年八月二十六日の、大阪町奉行の意を体した（であろう）惣年寄の尋ねに対する九月十四日本屋仲間返答書（四七一、四七二頁）に、この度の願人二十四人に関して、彼らはこの二十四人が元禄十一年重板類板禁止判決を獲得した二十四人であると言う。

（問）今度式拾四人より相願ひ候趣、当地本屋中へ申し談じ候上にて相願ひ候哉、又は式拾四人まで申し談じ候哉の事

（答）御当地本屋どもの儀は、只今まで「仲間」と申す儀御座無く候へども、重板類板猥りに御座候に付き私共式拾四人、元禄十

年寅八月七日、重板類板仕らず候様に願ひ上げ奉り候処に、聞こし召し上げさせられ、同月廿二日御停止仰せ付けさせられ、其已後私共互いに申合、去る丑年までは相応の新板物仕立て、板木等も所持仕者共にて御座候（享保六丑年閏七月、三都共に町触が出て新規出版は停止された。前掲拙著本章六「三都共通出版法（二）——享保零年代町触」第（一）節参照。——山本注）。尤も私共頭取仕り候義にては御座無く候。（傍線山本。以下同様）なお、九月十四日時点で、ここに彼らは「只今まで仲間と申す儀御座無く候へども」と言う。

しかし、彼らはこれ以前に八月七日訴状では「仲間」だと言っている。

（元禄十一年に重板類板を）御停止仰せ付けさせられ下され有り難く存じ奉り候。其後我々仲間の内にて諸事相改め、出入りこれ無き様に相守り罷り有り候御事。

これはおそらく日常語と法的用語の間に明確な境界のない江戸時代のやむを得ないところで、言葉づかいの問題に属する。

「仲間」と言うからには「組」み「合」って「組」んでいる実態が必要なのであるが、元禄時点でその実態を確実に有しているのは二十四人の仲間たちで、しかしながら、彼らは判決を楯にして大阪の本屋の出版原稿を提出させ検閲する権限を有し、また、それを実行する体制を布いたのであった。

しかし、これを「組織した」とまで表現するのは現代日常語におい

ても遠慮憚りを感じるところで、裏を返せば、結局、元禄時点における「仲間」には全大阪の本屋規模における「仲間」組織としての実体まではないということであろう。

実際に連携して活動している（原稿を検閲している）のは二十四名の本屋仲間たちであって、それ以外の本屋たちは組織として活動しているわけではないのであろう。⁴⁾

彼らは享保時に本屋「仲間」行司⁵⁾の設置を願ひ出た。その本屋「仲間」はほかならぬ大阪町奉行の出した判決によって「仲間」化しているわけであるが、その判決を得た訴えを出した二十四名と今の二十四名の間で実際には異なるメンバーがいたとしても、ここは、今の二十四名が元禄十一年時の二十四名であると言わざるを得ないところなのであろう。

しかも、前号で述べたように、彼らは重板類板を防ぐために写本検閲を行っていたはずであり、その検閲役は二十四名の間でのまわりもちと規定されていたから、享保八年の二十四名は、元禄十一年の二十四名と同じ人間かあるいは元禄十一年の二十四名からその本屋行司的役割を引き継いだ人間で構成されていたはずである。

彼らが享保八年の時点で、われわれが元禄十一年の二十四名であると表現することは、決して正確な表現ではなかったであろうがまちがいはなかったのである。

さて、大阪本屋仲間の歴史について語る本稿が当面記述しようとしていた時点は、いまだその初発、元禄時点のことである。

まだ享保時のことではない。

要するにわれわれの入手できる二十四名の名簿は享保時点のもなので、今のわれわれにこの元禄の二十四名を正確に特定することはできない。

塩村耕氏も編著『古版大阪案内記集成』翻刻・校異／解説・索引

篇（重要古典籍叢刊一、和泉書院、平成十一年）「解説補稿」初期大坂の出版界について」で『差定帳』『鑑定録』の二十四名をあげて「こ

れはあくまでも享保度の連名で、元禄の連名からは一部、代替わりや名義替えがあったものと思われる」（六五三頁）との見解を示している。

おそらくはメンバーの交替さえもあり得ただろうと思うが、そう思うのは、彼らが重板類板監視のための写本検閲役であり、申合せ規定が定められた以上、当初通り二十四名の人数が維持されたはずだからである。

塩村氏は同右編著に付した「元禄末年以前の大坂版元と出版物一覧」において、多年眼にとまったという元禄年間までの大阪の本屋の出版書の一覧を作成している^⑥ので、それを手がかりに元禄年間に二十四名の本屋が重板類板の禁止を求めるといふことの意味合いを推しはかってみたい。

塩村氏の一覧は全百六十六軒もの本屋の名前と出版書名が居並ぶ壮

観を呈する。

ただし、そのうちには同人異名の名前や、同一人物の可能性のある名前、出版物の記されない書肆名もふくまれているから、仮にそれらの数をすべてのぞくと、出版物の知られる大阪の本屋の数は百五十七軒になる。

また、元禄より前の出版書は知られているけれども、元禄年間の出版物が見られない書肆をそのうちからのぞくと、元禄年間の出版物があることを知られる大阪の本屋の数は百二軒になる。

先の二十四名はこの百二軒の本屋のなかの二十四軒にすぎないと一応は言える。

これらの本屋のうちには、たまたま充分に出版書の調査がゆきとどいている本屋もあり、調査が行われているわけではなくたまたま眼にふれた出版書のみが覚え書きされた本屋もあり得る、情報の質に精粗があり得る一覧なので、確定的なことはもとより言いにくいだが、それでも二十四名の本屋が、守るべき実用書や、売れ行きがよかつたであろう西鶴の読み物などといった、よい商品を出している本屋が多いようであることは見て取れる。

また一方で、二十四名以外の本屋の圧倒的多数は、さほど多くの出版点数の確認されていない（今日注目されていないという意味合いもふくむかもしれないが）小書肆であった。

人の仕事の引き写しにすぎないことに気は引けるが、大阪本屋仲間の歴史を叙述しようとする本稿は、忸怩たる思いを抱きつつも塩村氏

の一覧から彼らが我が物としてそれが産み出す利益を守ろうとした本
がどのようなものであったかを示しておくことにする。

(書肆名の上に○が付いていないのは、一覧に何らの手がかりも
発見できなかった書肆である。

？が付いているのは一字ちがいの名前で、後考を要する可能性
がある。)

(なお、※の記述は江戸時代前期の大坂案内書の記載の有無に関
わる記述である。そこで使用されている大坂案内書の略称は以下
の通りである。

雀跡 Ⅱ延宝七年(一六七九)五月・大阪 本屋六兵衛版『増

補難波すゞめ跡追』

調方記 Ⅱ元禄五年(一六九二)三月・大阪(2秋田屋)大野

本市兵衛・江戸同出版版『諸国買物調方記』

鶴 Ⅱ延宝七年七月・大阪 京板木屋伊右衛門版『難波鶴』

丸 Ⅱ元禄九年四月・大阪(23)油屋与兵衛・(14)藤屋

弥兵衛・八尾甚左衛門・村上加兵衛・伊丹屋与兵衛・

豊嶋又兵衛・雁金屋庄兵衛版『難波丸』

Ⅱ次本 Ⅱ元禄九年四月から間もなく出たと考証される(塩村

氏前掲書「解説」同年月刊記・同書肆版『難波丸』

訂正版)

○1 池田屋三郎右衛門(羽生紀子「岡田三郎右衛門・毛利田庄

太郎出版書目年表」(『鳴尾説林』平成九年九月)が参照され
ている。)

(岡田氏・福寿堂)心齋橋筋八丁目呉服町角

※「調方記」書林并古本屋、「丸」(Ⅱ次本とも)「書林物之
本屋古本」の項。

※あるいは「鶴」「板木屋」の項「心齋橋す(じ) 三郎右衛
門」と同人か。それならば板木屋系の本屋。

『法花初心成仏抄』天和3(求板)

『女諸礼集』天和3(求板)

『諸艶大鑑』貞享1(西鶴本)

『西鶴諸国ばなし』貞享2(西鶴本)

『鍼灸拔萃』貞享2

『諸芸小鏡』貞享3(京、中村孫兵衛・江、本屋清兵衛と合)

『合類外科衆方規矩』貞享3(大、山川半右衛門・森田庄太郎

と合)

『好色一代女』貞享3(西鶴本)

『本朝二十不孝』貞享3(江、万谷清兵衛マヤ・大、千種五兵衛と

合)(西鶴本)

『本朝列仙伝』貞享3(江、万屋清兵衛と合)(西鶴本)

『武道伝来記』貞享4(江、万屋清兵衛と合)(西鶴本)

『新可笑記』元禄1(江、万屋清兵衛と合)(西鶴本)

『和漢朗詠図解』元禄2（京、中村孫兵衛と合）

『源平太平記評判』元禄4（京、中村孫兵衛と合）

『熊野紀行』元禄4成

『難経本義大鈔』元禄8

『和漢初学便蒙』元禄8（京、志水長兵衛・江、八尾徳兵衛と合）

『朱子説余隠之尊孟弁』元禄8

『賀茂皇太神宮記』元禄8

『謡曲百番』元禄8

『四国遍礼手鑑』元禄10

『城山八景詩集』元禄11

『鍼灸拔萃大成』元禄12

○2 安堂寺町五丁目 秋田屋市兵衛

（大野木氏）心齋橋筋安堂寺町

『書翰初学抄』寛文9（求板後印）

『好色一代男』天和2（求板後印）（西鶴本）

『大雑書』元禄4

『頭書増補節用集大全』元禄4

『重宝記大全』元禄4（江、同出見世と合）

『諸国買物調方記』

○3 筋屋町 敦賀屋九兵衛

（松村氏）順慶町心齋橋筋

※『丸』（Ⅱ次本）「書林物之本屋吉本」の項。

※本屋九兵衛（心齋橋）と同人か。

（※『調方記』書林井古本屋、「丸」書林物之本屋京本」の項。）

※京の敦賀屋の出店であろう。大坂進出は元禄ころか。

『軽口御前男』元禄16（大、柏原屋清右衛門と合）

『通俗呉越軍談』元禄16（大、吉文字屋市兵衛・柏原屋清右衛門・敦賀屋清助と合）

○4 浄覚町 吉文字屋市兵衛

（鳥飼）順慶町心齋橋筋

『冷斎夜話』寛文6（求板）

『春秋春王正月考』元禄10（求板）

『産衣』元禄11（大、隅谷源右衛門・柏原屋清右衛門と合）

『童子往来綱目』元禄11（大、堺屋平右衛門・秋田屋治兵衛・伊賀野弥兵衛と合）

伊賀野弥兵衛と合）

『庭訓往来』元禄13（大、伊賀野弥兵衛・大黒屋喜左衛門と合）

『通俗呉越軍談』元禄16（大、敦賀屋九兵衛・柏原屋清右衛門・敦賀屋清助と合）

敦賀屋清助と合）

『はいかい日本国』元禄16

○5 順慶町 柏原屋清右衛門

(洪川氏) 心齋橋筋順慶町

『三國志』寛文10 (求板。松村九兵衛と合)

『和名類聚抄』寛文12 (求板)

『碧玉集』寛文12 (求板か)

『北条九代記』寛文12・延宝3 (求板か)

『楊弓射礼蓬矢抄』貞享2 (求板か)

『本朝桜陰比事』元禄2 (求板) (西鶴本)

『古今著聞集』元禄2 (求板)

『拾遺古徳伝』元禄5

『三体詩』元禄7

『石山居士医按』元禄9

『産衣』元禄11 (大、隅谷源右衛門・鳥飼市兵衛と合)

『女用文章綱目』元禄11

『本朝通記』元禄11 (求板。松村九兵衛・洪川与市と合)

『増益女教文章』元禄12

『当世誹諧楊梅』元禄15

『軽口御前男』元禄16 (大、敦賀屋九兵衛と合)

『通俗呉越軍談』元禄16 (大、吉文字屋市兵衛・敦賀屋九兵衛・敦賀屋清助と合)

『武家百人一首』元禄16

6 博勞町 河内屋宇兵衛

(見当たらない。)

○7 同断 菅田屋伊右衛門

保武多 (菅田屋) 伊右衛門 心齋橋筋博勞町

※『丸』(Ⅱ次本)「書林物之本屋古本」の項(「こんたや」と

あり)。

『太平記』元禄10

『新撰万葉集』元禄12

『盛衰記源平往来』元禄14

『太平記忠臣往来』元禄14

8 伝馬町 秋田屋徳右衛門

(見当たらない。)

○9 浄覚町 本屋清三郎

(この名称では見当たらないが、塩村氏「解説」六五三頁に村上清三郎とする。)

村上清三郎 高麗橋一丁目

※『調方記』「書林并古本屋」、『丸』(Ⅱ次本とも)「書林物之

本屋古本」の項。

『千金壺』貞享5 (京、勧道軒・江、村上源兵衛と合)

『人倫訓蒙図彙』元禄3 (京、平楽寺・江、村上五郎兵衛と合)

『和漢能書評林』元禄6 (京、鈴木太兵衛・芝山勝助と合)

『小夜嵐物語』元禄10 (京、富倉太兵衛・江、小川新兵衛と合)

西鶴書との奥書および刊記の刊年と富倉の行は入れ木。

『算法天元録』元禄10 (京、大井七郎兵衛と合)

『和字解』元禄12序 (合)

10 日向町 大津屋与右衛門

(見当たらない。)

11 北久太郎町五丁目 瀬戸物屋伝兵衛

(見当たらない。)

○12 本町五丁目 本屋庄太郎

↓毛利田(森田)庄太郎(本屋)(羽生紀子「岡田三郎右衛門・

毛利田庄太郎出版書目年表」(「鳴尾説林」平成九年九月)が参

照されている。)

北御堂前安土町

※『雀跡』に初めて本屋として唯一軒「御堂筋じやうかく町

本屋庄太郎」として載る。『鶴』『書物屋』、『調方記』『書

林井古本屋』、『丸』(Ⅱ次本とも)「書林物之本屋古本」の項。

『統歌林良材集』貞享1 (求板)

『椀久一世の物語』貞享2 (西鶴本)

『竹斎療治の評判』貞享2

『小竹集』貞享2 (西鶴序)

『東方朔秘伝置文』貞享3 (刊記入れ木)

『好色五人女』貞享3 (江、万屋清兵衛と合) (西鶴本)

『合類外科衆方規矩』貞享3 (大、岡田三郎右衛門・山川半右

衛門と合)

『金銀万能丸』貞享4

『日本永代蔵』貞享5 (京、金屋長兵衛・江、西村梅風軒と合)

(西鶴本)

『国朝佳節録』貞享5

『真言開庫集』貞享5 (江、前川善兵衛と合)

『古文孝経』貞享5 (京、西村七郎兵衛と合)

『家内重宝記』元禄2

『三教正宗』元禄2

『新撰節用集』元禄3

『大增益頭書新撰陰陽八卦鈔』元禄3

『和漢朗詠集』元禄5

『礪石集』元禄6 (大、小嶋九郎兵衛・京、中河喜兵衛と合)

『和漢朗詠集諺解』元禄6

『異称日本伝』元禄6

『文体明弁粹抄』元禄7 (求板)

『金持重宝記』元禄7 (求板改題本)

『諸人重宝記』元禄8（江、山形屋吉兵衛・京、金屋九兵衛と合）

『本朝貞女物語』元禄8（求板改題本）

『紫栢老人心経説・般若波羅蜜多心経正眼』元禄8

『万世大雑書』元禄8（大、小嶋勘右衛門と合）

『新撰万葉集』元禄9（京、武村新兵衛・大、吉田九左衛門と合）

『嫁聚重宝記』元禄10（京、井筒屋九郎兵衛と合）

『天文図解發揮』元禄10（大、古本屋清左衛門・伊丹屋太郎右衛門と合）

『八幡宮本紀』元禄10

『定家流朗詠集』元禄10（江、西村理右衛門・京、武田次右衛門と合）

『前王廟陵記』元禄11

『毛詩草木鳥獸虫魚疏』元禄11（大、古本屋清左衛門と合）

『註維摩詰経日講左券』元禄13

『狂言記』元禄13（京、野田弥兵衛・江、野田重兵衛と合）

『人鬼論』元禄15

『明智軍記』元禄15（大、伊丹屋茂兵衛と合）

○13 淡路町切町
本屋嘉兵衛

（後に引く坂本宗子編『享保以後板元別書籍目録』によると享保以後のこの嘉兵衛は安井氏。）

安井加兵衛（嘉兵衛） 心斎橋筋淡路町南江入丁

『韻鏡問答抄』貞享4

『武家義理物語』貞享5（京、山岡市兵衛・江、万屋清兵衛と合）

『合類韻鏡』貞享5序

『西国舟路名所記』元禄15（刊記入れ木。大、豊嶋又兵衛・藤屋弥兵衛・雁金や庄兵衛・油屋与兵衛と合）

『兵法奥義書』元禄14

○14 高麗橋_{巻丁目}
藤屋弥兵衛

藤屋（浅野）弥兵衛 高麗橋一丁目

※『調方記』『書林_并古本屋』、『丸』『書林物之本屋_{古本}』の項。『丸』『経師屋』の項の「本や弥兵衛」は同人と思われ、経師屋系の本屋。

系の本屋。

『簞篋内伝諺解大成』天和2

『女郎の名寄』元禄3（江、村上源兵衛・大、菊屋勘四郎と合）

『浦島太郎物語』元禄4（京、田中庄兵衛と合）

『幼悟家書』元禄6（京、浅野久兵衛と合）

『日本武士鑑』元禄9（京、浅野久兵衛と合）

『難波丸』元禄9（大、油屋与兵衛・八尾甚左衛門・村上加兵衛・伊丹屋与兵衛・豊嶋又兵衛・雁金屋庄兵衛と合）

『国花万葉記』元禄10（大、油屋与兵衛・八尾甚左衛門・村上

加兵衛・中村新蔵・雁金屋庄兵衛と合）

『首書四部録』元禄11（京、永田調兵衛・山本八左衛門と合）

『九州記』元禄13（京、田中庄兵衛・寺尾勘右衛門と合）

『明智軍記』元禄15

『西国舟路名所記』元禄15（刊記入れ木。大、安井嘉兵衛・豊

嶋又兵衛・雁金や庄兵衛・油屋与兵衛と合）

『風流敗毒散』元禄16（京、中林次郎兵衛・金屋半右衛門と合）

○15 南久宝寺町 伊丹屋茂兵衛

梶木町

※太郎右衛門の後か。

『天文図解』元禄2（後印か）

『古暦便覧備考』元禄12

『増益塵劫記大全』元禄14

『明智軍記』元禄15（大、毛利田庄太郎と合）

○16 北久太郎町五丁目
小嶋勘右衛門

北久太郎町心斎橋筋

※『丸』（Ⅱ次本）「書林物之本屋古本」の項。

『万世大雑書』元禄8（大、毛利田庄太郎と合）

『曾丹集』元禄8（京、中川喜兵衛と合）

『精進新料理抄』元禄10

『三教指帰』元禄10

『弁弁惑通衡』元禄12

? 17 高麗橋式丁目 正本屋九右衛門

（西沢九左衛門（正本屋・きやうげん本や・よしみや）

上久宝寺町三丁目（播磨町）

※『丸』（Ⅱ次本とも）「草紙屋」の項。

『岩井半四郎さいご物語』元禄12

『はやり歌古今集』元禄12

『日本記素戔嗚尊』元禄14

『西国巡礼友力』元禄14

『江戸道中記大全』元禄14（ころ）

○18 高麗橋式丁目 藤屋長兵衛

野村長兵衛（富士屋・藤屋）高麗橋一丁目

※『調方記』「書林并古本屋」、「丸」（Ⅱ次本とも）「書林物之

本屋古本」の項。

『謡本』元禄5

『日武城旧記』元禄6（京、寺田与平次・野間長右衛門と合）

『西鶴置土産』元禄6（未発見の初版本版元か）（西鶴本）

『男女諸礼宝鑑』元禄11（江、万屋清兵衛と合）

『塵劫記』元禄11

『噺子謡重宝記』元禄12

『清輔朝臣集』元禄12（江、万屋清兵衛・京、永田調兵衛と合）

『塵劫記』元禄13

『つれづれ清談抄』元禄14

『風流神代卷』元禄15

『越後軍記』元禄15 (京、野村善兵衛と合)

『俳諧辻談義』元禄16

『誹諧名取川』元禄16

『当流誹諧村雀』元禄16

『うき世笠』元禄16

『友ちから』元禄16

『俳諧すがたなぞ』元禄16

『長崎虫眼鏡』元禄17

19 同巻丁目 伏見屋藤三郎

(見当たらない。)

○20 心斎町 本屋伝七

心斎橋平野町

※『丸』(Ⅱ次本)「書林物之本屋古本」の項。

※正本屋伝七(上久宝寺町)と同人か(ただし住所異なる)。

(正本屋伝七)

上久宝寺町

※本屋伝七と同人か(ただし住所異なる)。

○21 小浜屋七郎兵衛

本町五丁目御堂筋角

※『調方記』「書林非古本屋」、「丸」(Ⅱ次本とも)「書林物之本屋古本」の項。

※『雀跡』以下の諸書に見える人形屋。

※なお、この小浜屋は江戸後期まで存続し、明和年間には本町五丁目の町年寄を勤めていたことやその地所等のことが、同町内で薬屋を営んでいた上田誓斎家の文書(神戸市、橋口和子氏蔵)によって、たまたま判明している。

『難波鑑』延宝8 (大、近江屋次郎右衛門と合)

『太平記』延宝8 (求板本)

○22 雁金屋庄左衛門

高麗橋心斎橋筋南入

『一目玉鉢』元禄2 (西鶴本)

『本朝桜陰比事』元禄2 (江、万屋清兵衛と合) (西鶴本)

『金玉ねぢぶくさ』元禄17 (江、万屋清兵衛・京、上村平左衛

門と合)

○23 油屋与兵衛

高麗橋西

※『丸』(Ⅱ次本とも)「書林物之本屋^{吉本}」の項。

『象戲鏡』元禄7(求板)

『百人一首双六』元禄7

『新編塵劫記』元禄7

『難波丸』元禄9(大、藤屋弥兵衛・八尾甚左衛門・村上加兵衛・

伊丹屋与兵衛・豊嶋又兵衛・雁金屋庄兵衛と合)

『国花万葉記』元禄10(大、藤屋弥兵衛・八尾甚左衛門・村上

加兵衛・中村新藏・雁金屋庄兵衛と合)

『改算塵劫記大成』元禄10(合)

『吉水実録』元禄10

『御前義経記』元禄13(大、万屋仁兵衛・雁金屋庄兵衛・京、

上村平左衛門と合)

『寛間曾我物語』元禄14(大、万屋仁兵衛・油屋藤七郎と合)

『西国舟路名所記』元禄15(刊記入れ木。大、安井嘉兵衛・豊

嶋又兵衛・藤屋弥兵衛・雁金や庄兵衛と合)

○24 天王寺屋長左衛門

(前掲塩村氏一覽では天王寺屋源右衛門なる書肆が隅谷源右衛

門と同人の可能性が記されている。

塩村氏の一覽で、「天王寺屋」の屋号を持つ本屋で元禄までの版本が確認される本屋は源右衛門のみの状態である。

享保の天王寺屋長左衛門が天王寺屋源右衛門の後継者である

可能性は高いだろう。

天王寺屋源右衛門

心齋橋筋博労町 ↓隅谷源右衛門

※隅谷源右衛門と同人か。

『かげろふ日記』元禄10

(隅谷源右衛門 ↓天王寺屋源右衛門

※天王寺屋源右衛門と同人か。

『謡本』元禄10

『蜻蛉日記』元禄10(京、小嶋市右衛門と合)

『産衣』元禄11(大、柏原屋清右衛門・鳥飼市兵衛と合)

右のように享保の二十四名のうちには、元禄年間より前の出版物が確認されていない本屋がふくまれている。すなわち

6 博労町 河内屋宇兵衛

8 伝馬町 秋田屋徳右衛門

10 日向町 大津屋与右衛門

11 北久太郎町五丁目 瀬戸物屋伝兵衛

19 同巻丁目 伏見屋藤三郎

の五名である。

これらの本屋は元禄より後の本屋か、あるいは元禄より後の当主である可能性が高いということであろう。

実際、享保以後なら大阪本屋仲間は個々の本屋の出版願い出を記録にとどめているが、享保時すでに商売をやめていたという21～24の四名を除いて（当然と言うべきだろうが）二十名の本屋たちは全員享保以後に個々に出版の願い出を行っていることを確認できる。

以下に示すのは、坂本宗子編『享保以後板元別書籍目録』⁽⁸⁾（清文堂、昭和五十七年）によって確認できるそれぞれの本屋の氏・申請年代・所在地を一覧化したものである。

中には享保も二十年二十一年にならないと出願記録の見えない本屋もいて、それまで出願のない理由がなんなのか、この限りでははかりかねるが、ともかくも二十四名があくまでも享保の二十四名であることはここからも確認できる。

- 1 池田屋三郎右衛門（岡田氏） 享保9・10 | 安永2・11
呉服町 大坂呉服町
- 2 秋田屋市兵衛（大野木氏） 享保9・10 | 明治6・12
安堂寺町五丁目 大坂安堂寺町五丁目 南久太郎町六丁目 銚屋町 心齋橋通一丁目 南大組第七区心齋橋筋一丁目
- 3 敦賀屋九兵衛（松村氏） 享保9・8 | 明治6・12
筋屋町 大坂順慶町五丁目 銚屋町 南大組第六区心齋橋筋一丁目

4 浄覚町 吉文字屋市兵衛（鳥飼氏） 享保10・2 | 文政12・3

大坂順慶町五丁目 浄覚町 木挽町中ノ町

5 順慶町 柏原屋清右衛門（渋川氏） 享保9・8 | 嘉永5・11

大坂順慶町五丁目

6 博労町 河内屋宇兵衛（伴氏） 享保9・2 | 延享4・7

大坂南久太郎町六丁目 博労町 順慶町五丁目

7 同前 誉田屋伊右衛門 享保20 | 文化1・9

大坂心齋橋博労町

8 伝馬町 秋田屋徳右衛門（浅井氏） 享保12・5 | 天明3・6

大坂伝馬町 中之島常安裏町

9 浄覚町 本屋清三郎 享保20・4 | 明和7・8

大坂心齋橋筋常覚町 北久太郎町四丁目

10 日向町 大津屋与右衛門（寺田氏） 享保9・7 | 元文2・7

大坂薩摩堀東之町 伝馬町いづみや与兵衛借家 日向町

11 北久太郎町五丁目 瀬戸物屋伝兵衛 享保15・3 | 明和2・9

大坂北久太郎五丁目 南久太郎町五丁目 天王寺光道町

佐渡島町

12 本町五丁目 本屋庄太郎（毛利田氏） 享保10・2 | 宝暦12・12

大坂本町五丁目 北御堂前

13 淡路町切町 本屋嘉兵衛（安井氏） 享保21・2 | 明和2・3

大坂淡路町切町

14 高麗橋筋丁目 藤屋弥兵衛（浅野氏） 享保10・10 | 天保6・5

- 大坂高麗橋一丁目
- 15 南久宝寺町 伊丹屋茂兵衛(成井氏) 享保9・3―宝曆9・6
- 大坂斎藤町 尼崎町二丁目 南久宝寺町五丁目
- 16 北久太郎町五丁目 小嶋勘右衛門(↓小島屋勘右衛門) 享保10・2―元文4・
- 10 大坂北久太郎町五丁目
- 17 高麗橋式丁目 正本屋九右衛門 (なし)
- (↓? 正本屋九左衛門(西沢氏) 享保9・12―宝曆12・6
- 大坂木挽南町 心斎橋木挽町中之町)
- 18 高麗橋宅丁目 藤屋長兵衛(↓富士屋長兵衛(野村氏)) 享保11・8―享
- 和3・2 大坂高麗橋一丁目
- 19 同巷丁目 伏見屋藤三郎(植村氏) 享保11・5―安永3・5
- 大坂高麗橋一丁目 京都 江戸
- 20 心斎町 本屋伝七 享保20・2
- 大坂新斎町
- 21 小浜屋七郎兵衛 (なし)
- 22 雁金屋庄左衛門 (なし)
- 23 油屋与兵衛 (なし)
- 24 天王寺屋長左衛門 (なし)

三

こうして他人の禪をかなりの幅広げる所業に及んだわけだが、精粗の差のあることが明言される情報とは言え、こうしてわざわざ確認を

取ってみないと気が付かないことはあるもので、享保の二十四名のうち実際に今日に版本を残していることに気付かされている書肆がどのくらいいて、どのような版本を出していた本屋だったのか、ということを理解する以外にも、この作業にやってみるべき意義はある。

まず気が付かれるのは、元禄にはすでに複数の書肆が組んで相合板を出すということが行われているので、二十四名のうち塩村氏によって元禄以前版本の存在が確認されている十九名中にはおのずから共同出版関係上の係累といふべき者がいる者がふくまれるということ、二十四名以外にすでに共通の利害関係にある者たちがいるということである。

以下(次号)に整理して示してみたが、こうして見るとすべての本屋が一樣に相合板に熱心であったわけではないことがわかる。

2 秋田屋市兵衛や7 菅田屋伊右衛門などはどうやら独立独歩傾向が強いようである。9 本屋清三郎・18 藤屋長兵衛・22 雁金屋庄左衛門は京・江戸の他都の書肆との相合に熱心だが、大阪の他書肆との相合には不熱心のごとくである。17 正本屋九右衛門や20 本屋伝七が正本屋系統であるとする、それらは独立出版傾向が強いようである(調査の進んでいる西沢太兵衛ですら、相合板は点数少なく、演劇系作品以外に出版の手を広げようとしないうり相合は生じないようである)。

大阪の書肆同士で相合板を出しているのは残る十三書肆のようだが、それらの相手書肆は三種に分けることができる。

まず第一に二十四名中同士での相合(十書肆)、第二に、二十四名

以外で、なおかつ他の出版物がほとんど見出されていない（おそらくは）零細出版業者（十四書肆）との相合、第三に、二十四名以外で、かつ多くの出版物を出している本格的書肆との相合（五書肆）、の三種である（これら三種の相合関係は、多くの場合出版物一点に関して重複並存している）。

これらのうち、第一の二十四名同士での相合は当然とも言えて、意外に少ないとも思われる十九書肆中十書肆という数ではあるが、二十四名中はずでにある程度共通の利害関係で結ばれているわけである。

一方、第二の零細出版業者に見える者たちのその実態は、出版業者と言うよりも、日頃から卸関係でつきあいのある小売業や古本業、あるいは、他に出版物の見出されていない十書肆などはまったくの他商種を本業とする者の片手間の多角経営、限りなく共同出資者にすぎない状態に近い者たちなのかもしれない。そうだとすれば、まさに塩村氏によって元禄期に百余軒の本屋が確認されたと言ったが、実は、立派に出版業者として認め得る者の数はさらに大きく減少し、仮に三年以上の出版物が確認されている本屋を数えれば、ほぼ半数とすら言いたくもなる約六割、五十九軒にまで減少するのである。

あるいは、もともとがそれほどに確定的出版点数とは言えないのだから、二点と三点で分けるといふこと自体が態度としてまちがっているとも言えようから、仮にこれを十点以上の出版物が確認されている本屋にまで条件をせばめれば、当然数は激減して十三軒にまで減ってしまう。

これが五点以上だと三十四軒、六点以上だと二十五軒、七点以上だと二十三軒、八点以上だと十六軒である。

つまり（本質的意味のないことを言うようであるが）、（塩村氏によって数え上げられた本屋のうち）二十四名の本屋とは、六、七点の出版物を出している書肆の数に当たり、三点以上の出版物を出している本屋の四〇・六八パーセント、約四割をも占める数の本屋なのである。

彼らが大阪の全本格的出版業者を糾合しなかったことは明らかであるが、しかしまた、彼らが、充分に大阪の全本格的出版業者の立場を代表し得る数の書肆たちであることもまた明らかであろう。

さて、まさに第三の相合相手とした、多くの出版点数を持つ本屋とはすなわち、今の本格的出版業者に当たる。

その第三の相合相手として現在、五書肆を数えることができた。ところでこの五書肆という数ははからずも、現在、享保の二十四書肆のうち元禄出版の確認されていない人数——すなわち元禄の二十四名のうち享保までに人が交替したとおぼしき書肆の数であり、つまりはその代わりになる元禄の書肆を探し求めなければならない数に当たる。

しかも念のために享保以後の出版出願の有無を検索し得る『享保以後板元別書籍目録』で確認してみれば、そのうちの四名まではすでに享保以後には出版の出願を行っていない——すなわち享保までには出版原稿検閲体制の維持のために他の出版書肆と交替していなければならない者たちであった。

元禄に多くの出版点数を持ちつつ享保の二十四名のうちの十九名のいずれかと相合関係にある本屋とは、以下に掲げるところの（二十四名以外）《他に出版物あり》《出版物多数》の項に、塩村氏の一覧からその出版物と共にその名を引き写した五名である。⁹²⁾

（次号につづく）

〈注〉

- （1）『新修大阪市史』三（大阪市、平成元年）第三章「水の都」第五節「蔵屋敷」一「蔵屋敷の開設」（作道洋太郎執筆）「町人蔵元の成立」四七一頁

いずれにしても、寛文期でも町人蔵元は数軒とみているくらいであるから、町人蔵元の制度が確立したのは大坂が「天下の台所」の体制を築いた寛文期以降であったといわざるをえないだろう。

- （2）中野三敏「三都・地方における漢字の状況」（中国文化叢書九『日本漢字』大修館書店、昭和四十三年）

- （3）『大坂本屋仲間記録』八（大阪府立中之島図書館、昭和五十六年）四六九～四七一頁。以下、『鑑定録』からの引用については、すべて同書からのものである。

- （4）『鑑定録』（二）の元禄の「本屋申合の覚」では全大坂本屋規模を呼ぶのには、「本屋板持中」および「連中」という言葉を使用する。

『差定帳』（十二）の『鑑定録』（二）と共通する条々では「連中」で統一されている。

全本屋は「連中」なのだから、大阪の全本屋は「連」のものとして把握されてはいるわけである。

なお、『差定帳』は『鑑定録』を遅れて成立させた際の母胎資料となっただけの文書であるが、享保本屋仲間成立以前に関する記事群には、明らかな混乱、混合、撮合、および『鑑定録』にあつて『差定帳』にない記事さえもが生じており、明らかに何らかの操作の後を感じさせる。

おそらく『鑑定録』が残っていないならば、今日『差定帳』の元禄・享保本屋仲間成立に関する記事群を理解することは不可能であつたらう。

そんな状態であるから、にわかには『鑑定録』と『差定帳』のどちらかが文書記事の原態であるとかいふことは判断できない。

- （5）元禄時に開始された出版原稿の検閲役は『差定帳』（十二）ではなく「月行司」の名をもって呼ばれているが、『鑑定録』（二）では同一箇所が「月番」となっている。

『差定帳』は原文書の表現をそのまま残しているのか、あるいは、『差定帳』成立時の享保以後本屋仲間の役職名が使用されて原文書の単語が変更されてしまったのか。

『鑑定録』は、享保以後と元禄時とのちがいを明確化するためわざわざ原文書を受けた『差定帳』の「月行司」の単語を「月番」に改めたのか、それとも、『差定帳』のうっかり現役名表現を原文書によって正し復したのか。

未詳。

(6) 一覧の「付記」の一条に次のことし。

・収録のデータは、文庫・図書館や古書店店頭で実際に目にした古書資料以外に、書誌記述を含む研究書や各種蔵書目録類、新古の古書カタログ等によって作成した、年来の手控えによる。したがって、記述の要領や粗組は区々であり、誤謬や漏れが数多くあることと思う（特に演劇関係が手薄である）。

(7) 塩村氏は前掲『古版大阪案内記集成』解説補考（六五三頁）で「村上嘉兵衛か」とする。

氏の提案は、氏の解説記述の流れからして元禄年間の大坂案内書に記載される本屋の中から「嘉兵衛」の名を持つ本屋を選んだものと思われるが、今の場合享保時の本屋名であるということが前提である。

享保の本屋仲間成立以後は、本屋たちの出版出願記録が残っているが（『享保以後大阪出版書籍目録』）、たとえば寛延二年の『日本学則』は「淡路町切町」の「本屋嘉兵衛」の出願書で、実際の刊記にある名前は「安井嘉兵衛」、寛延三年の『迎接記文針芥鈔』も「淡路町切町」「本屋加兵衛」の出願で刊記「安井嘉兵衛」、宝暦三年の『老子形氣』も「本屋嘉兵衛」の出願、「淡路町心齋橋角」の「安井嘉兵衛」の刊行本である。享保の一覧にある「淡路町切町」の「本屋嘉兵衛」は、こうして、坂本氏がそうしたように「安井嘉兵衛」と見てまちがいないようである。

一方、村上嘉兵衛の出版物として知られるものは『難波丸』（元禄九

年、大阪、油屋与兵衛・藤屋弥兵衛・八尾甚左衛門・村上加兵衛・伊丹屋与兵衛・豊嶋又兵衛・雁金屋庄兵衛）と『国花万葉記』（元禄十年、大阪、油屋与兵衛・藤屋弥兵衛・八尾甚左衛門・村上加兵衛・中村新蔵・雁金屋庄兵衛）である（前掲塩村氏「元禄末年以前の大坂版元と出版物一覧」）。

『難波丸』の板本は『国花万葉記』に使用され、またのちに『難波丸綱目』を生む（塩村氏前掲書「解説」六四二・六四五頁）。『難波丸綱目』には多治比郁夫氏・日野龍夫両先生の編輯に成る『校本難波丸綱目』（中尾松泉堂書店、昭和五十二年）があるが、延享四年（一七四七）版の刊記に載る書肆名は田原平兵衛・石原茂兵衛・人見理兵衛・村田平七・中村庄兵衛・渋川与市の六名の名で、もはや共通するところが見出せない。

(8) 『享保以後板元別書籍目録』は、大阪の出願記録『享保以後大阪出版書籍目録』（昭和十一年初版、昭和三十九年復刻）と江戸の出版記録『享保以後江戸出版書目』（昭和三十七年）に見える大阪・江戸の本屋の申請本を、本屋ごとに配列したものである。

(9) 通常個別作品の個別資料との関わりのみを問題にする日本近世文学研究では集合から認識仮説を立てるといふ発想がないように感ぜられる。日本史研究が、一つの史料からでも一般性を抽出できるとの前提に立ち、その方向性での語りを盲目的に行うことを原則とするのとまるで対極である。

しかしながら、たとえば仮にでも認識モデルを立ち上げることなしに

は、それが修正されていく状況も何も生まれなし、それでは何事かを理解し把握したとは言いがたいであろう。

本稿であえて他人の禪で相撲を取ってみるゆえんである。

「研究とは概念を提示するもの」とは、かつて西鶴輪講会後に耳にした濱田啓介先生の語である。

先生のこの言いまわしには近代文芸評論家の難解さがあると思うが、私は「概念」を「一個の認識」と理解した。

〈付記〉本稿は平成23年度～平成26年度科学研究費助成事業（学術研究助成

基金助成金（基盤研究（C）） 課題番号二三五二〇二二五研究課題名

「日本近世出版制度史の研究」による成果の一部である。